

施工条件明示書

(広島高速 1 号線電力系遠方監視制御設備更新工事)

1. 工程について

(1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

1) 昼間作業 8:00～17:00 (準備・後片付け等を含む)

※ただし、供用中の道路上での作業、既設機器の運用に支障を伴う作業等は、9:30～16:30 までとする。

(2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

- 1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、E T C 設備保守点検等)
- 2) 公社交通管制業者
- 3) 公社収受業者
- 4) 公社が発注する工事の施工業者
- 5) その他関連業者

2. 施工について

(1) 電力系遠方監視制御設備 (施設中央局) の対応について

本工事で更新設置する遠制子局の施設中央局への取込み対応 (試験調整) は、施設中央局設置の業者へ別途発注する予定である。

3. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書 (平成 28 年広島高速道路公社) 「1-1-37 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第 2 次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

4. 試験運用開始時期について

試験運用開始時期を以下のとおり見込んでいる。ただし、関係機関との協議・調整等により、試験運用開始時期の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

(1) 電力系遠方監視制御設備
・令和 4 年 12 月 1 日～

5. 遠制子局等の撤去品について

本工事で発生する金属くず (廃プリント配線板含む) 及びケーブルの処分先については、次の処分先条件を想定している。

(処分先) 広島市南区

(運搬距離) 約 16.3 k m
(処分費用) 平日昼間の受入費用

6. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和3年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（令和3年10月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和3年10月版によるものとする。

(3) 本工事で使用する機器に関しては、監督員の検査で合格したものを使用するものとする。

- 1) 電力系遠方監視制御設備
・遠制子局、予備品・付属品

(4) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に機器部品・部材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工期の始期及び終期を任意に設定できる。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期 : 契約締結日から令和5年1月31日まで